

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和4年9月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪狭山 第162号	ダイナン水道 坂田 博之	堺市中区深井中町580-2	令和4年9月16日	令和9年9月29日
大阪狭山 第168号	コニシエンジニアリング株式会社 西山 雅清	泉大津市河原町5番28号	令和4年9月16日	令和9年9月29日
大阪狭山 第190号	有限会社宮本美建 宮本 信宏	高石市東羽衣六丁目22番22号	令和4年9月16日	令和9年9月29日
大阪狭山 第194号	株式会社サニコン 中塚 雅教	堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地	令和4年9月16日	令和9年9月29日
大阪狭山 第200号	株式会社オー・エム・ティ 有住 良平	堺市西区浜寺石津町東二丁11番21号	令和4年9月16日	令和9年9月29日